

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 12



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

○法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 (※) (人事課取扱い) 1

## 告 示

○パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日の一部改正 (※) (人事課取扱い) 4

○会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額 (※) (人事課取扱い) 4

## 規 則

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第26号

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次に掲げる法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 砂防法 (明治30年法律第29号) 第23条第1項及び第31条
- (2) 公益信託ニ関スル法律 (大正11年法律第62号) 第4条第1項
- (3) 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) 第94条第1項から第5項まで
- (4) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の3第1項 (母子保健法 (昭和40年法律第141号) 第20条第7項において準用する場合を含む。), 第29条及び第34条の14第1項
- (5) 農業保険法 (昭和22年法律第185号) 第209条第1項から第3項まで
- (6) 消防法 (昭和23年法律第186号) 第16条の5第1項
- (7) 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第123条第1項から第5項まで
- (8) 港湾法 (昭和25年法律第218号) 第44条の3第1項において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の3第3項の規定によりその例によるものとされる地方税法 (昭和25年法律第226号) 第48条第1項及び第68条第6項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第141条
- (9) 行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条の12第2項及び第13条の22第1項
- (10) 養蜂振興法 (昭和30年法律第180号) 第9条第1項
- (11) 養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第16条第1項
- (12) 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) 第4条第1項, 第5条第1項及び第18条第1項
- (13) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第25条第1項, 第26条第1項及び第82条第1項
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第5条第1項,

第11条第1項及び第17条第1項

- (15) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第1項から第5項まで
- (16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項、第22条第1項及び第30条第1項
- (17) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項
- (18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項
- (19) アリモドキノウムシ等防除条例（昭和27年鹿児島県条例第58号）第4条
- (20) 鹿児島県蜜蜂転飼条例（昭和31年鹿児島県条例第8号）第6条第1項
- (21) 県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第14条第1項、第22条第2項、第24条第2項及び第41条第1項
- (22) 鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例（昭和37年鹿児島県条例第14号）第15条
- (23) 鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第19条の17第1項
- (24) 鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）第15条第1項
- (25) 鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）第47条第1項
- (26) 鹿児島県自然環境保全条例（昭和48年鹿児島県条例第23号）第18条第1項、第19条第2項及び第21条第1項
- (27) 鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）第6条第1項及び第9条第1項
- (28) 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年鹿児島県条例第42号）第14条第2項
- (29) 鹿児島県ウミガメ保護条例（昭和63年鹿児島県条例第6号）第8条第1項及び第9条第2項
- (30) 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）第54条第1項
- (31) 鹿児島県特定公共賃貸住宅条例（平成8年鹿児島県条例第55号）第34条第1項
- (32) 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第14条第1項、第19条第1項、第23条第2項及び第24条第1項
- (33) 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第14条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (本則関係)

(第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             写 真           </div>	
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
年 月 日交付	年 月 日限り有効	
鹿児島県知事		印

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

## 告 示

## 鹿児島県告示第328号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県告示第 395 号（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

表中「

スクールカウンセラー	翌月 20 日
------------	---------

」を「

教員業務支援員	翌月 20 日
スクールカウンセラー	

」

に改める。

## 鹿児島県告示第329号

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成 31 年鹿児島県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する任命権者が別に定める各給料表の適用範囲、条例第 5 条第 3 項に規定する各職ごとの職務の級の上限及び上位の号給の上限並びに条例第 8 条第 5 項に規定する任命権者が人事委員会と協議して定める額は、次の表のとおりとし、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県告示第 396 号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）は、令和 4 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 条例第 4 条に規定する任命権者が別に定める各給料表の適用範囲並びに条例第 5 条第 3 項に規定する各職ごとの職務の級の上限及び上位の号給の上限

## ア 行政職給料表

区 分	職務の級	号 給
総務部	共生・協働推進員	1 級 33 号給
	教務事務員	1 級 29 号給
	教務補助員	1 級 23 号給
	県税事務相談員	1 級 37 号給
	県税事務補助員	1 級 15 号給
	県政情報相談員	1 級 23 号給
	交通事故相談員	1 級 33 号給
	広報アシスタント	1 級 15 号給
	公報編集員	1 級 23 号給
	施設管理事務員	1 級 15 号給
	障害者職員支援員	1 級 33 号給
	消費生活相談支援員	2 級 21 号給
	消費生活相談専門員	2 級 21 号給
	消費生活調査員	1 級 37 号給
	食品表示指導員	1 級 33 号給
	私立学校事務補助員	1 級 23 号給
	人権研修推進員	1 級 37 号給
	政治資金事務補助員	1 級 23 号給
	青少年育成指導員	1 級 15 号給
	男女共同参画相談員	1 級 23 号給
	非常勤事務補助員	1 級 1 号給
	文書管理補助員	1 級 23 号給
	文書事務補助員	1 級 29 号給

	旅費事務補助員		1 級	23号給	
総合政策部	航空対策推進員		1 級	23号給	
観光・文化スポーツ部	観光広報アシスタント		1 級	15号給	
	資料調査編集員		1 級	15号給	
	展示解説員		1 級	15号給	
	文化振興推進員		1 級	15号給	
環境林務部	県行造林事務補助員		1 級	33号給	
	県有林管理員		1 級	37号給	
	公害保健推進員		1 級	15号給	
	産業廃棄物適正処理監視指導員		1 級	33号給	
	鳥獣保護管理員		1 級	1 号給	
くらし保健福祉部	医師確保対策事務支援員		1 級	23号給	
	医療扶助専門指導員		1 級	23号給	
	受付相談員	平日昼間勤務		1 級	15号給
		夜間休日勤務		1 級	33号給
	援護業務相談員		1 級	29号給	
	介護審査事務支援員		1 級	23号給	
	家庭相談員		1 級	15号給	
	看護審査事務支援員		1 級	23号給	
	感染症対策補助員		1 級	23号給	
	高次脳機能障害者支援員		1 級	33号給	
	里親推進員		1 級	29号給	
	自殺対策調整員		1 級	33号給	
	施設運営補助員		1 級	23号給	
	児童等学習指導員		1 級	29号給	
	児童福祉相談員		1 級	15号給	
	児童福祉等推進事務支援員		1 級	23号給	
	住宅宿泊事業指導員		1 級	33号給	
	就労支援員		1 級	23号給	
	受動喫煙対策支援員		1 級	15号給	
	障害者くらし安心相談員		1 級	33号給	
	障害福祉サービス等報酬相談員		1 級	33号給	
	食肉衛生検査補助員		1 級	15号給	
	心理カウンセラー		1 級	23号給	
	電話相談員		1 級	37号給	
	動物愛護専門員		1 級	15号給	
	難病相談・支援センター社会福祉相談員		1 級	29号給	
	パーキングパーミット制度推進員		1 級	23号給	
	H A C C P 指導員		1 級	33号給	
	非常勤心理指導員		1 級	15号給	
	非常勤心理判定員		1 級	15号給	
	非常勤聴能言語訓練士		1 級	15号給	
	非常勤保育士		1 級	1 号給	
	福祉推進員		1 級	15号給	
	婦人相談員		1 級	37号給	
母子・父子自立支援員		1 級	33号給		
輸出水産食品検査員		1 級	33号給		
幼保連携事務支援員		1 級	23号給		
商工労	技術情報活用推進員		1 級	37号給	

働水産部	漁業権実態調査員		1級	33号給
	鉱政指導員		1級	23号給
	債権管理事務補助員		1級	23号給
	就職相談・支援員		1級	33号給
	巡回就職支援指導員		1級	33号給
	障害者就業開拓推進員		1級	15号給
	障害者職業訓練コーチ		1級	33号給
	障害者職業訓練コーディネーター		1級	33号給
	職業訓練等推進員		1級	33号給
	職業能力開発校寮監		1級	37号給
	人財確保育成推進員		1級	33号給
	進出企業アドバイザー		1級	33号給
	水産研修支援員		1級	37号給
	精神保健カウンセラー		1級	29号給
	特産振興支援員		1級	37号給
	ふるさと人材相談員		1級	15号給
	離職者訓練推進員		1級	23号給
農政部	学生指導員		1級	23号給
	国有農地等調査員		1級	29号給
	農業機械化研修補助員		1級	23号給
	農村生活研修補助員		1級	15号給
	農大研修指導員		2級	21号給
	農大非常勤教授		2級	21号給
	農大寮監		1級	15号給
土木部	建設業審査事務員		1級	23号給
	宅地建物取引事務員		1級	37号給
	土木施設管理補助員	県営住宅管理業務に従事する職員	1級	23号給
	上記を除く職員		1級	15号給
危機管理防災局	消防学校舎監		1級	15号給
各部・労働委員会共通	受付業務補助員		1級	25号給
	庶務事務補助員		1級	23号給
	補助事務員		1級	1号給
	用地交渉員		1級	37号給
	用地調査員		1級	29号給

## イ 医療職（二）給料表

区 分		職務の級	号 給
くらし保健福祉部	非常勤作業療法士		1級 30号給
	非常勤歯科衛生士		1級 17号給
	非常勤診療放射線技師		1級 17号給
	非常勤理学療法士		1級 30号給
	非常勤臨床検査技師	こども総合療育センターに勤務する職員	1級 46号給
上記を除く職員		1級 17号給	

## ウ 医療職（三）給料表

区 分		職務の級	号 給
環境林務部	疫学調査員		2級 1号給

くらし 保健福 祉部	介護保険審査会専門調査員		2 級	1 号給
	介護保険報酬専門指導員		2 級	1 号給
	鹿児島県医療安全支援センター相談員		2 級	1 号給
	健康管理専門支援員		2 級	1 号給
	難病相談・支援センター保健相談員		2 級	1 号給
	非常勤准看護師		1 級	16号給
	非常勤保健師		2 級	1 号給
	保健相談員		2 級	1 号給
農政部	保健指導員		2 級	1 号給
各部共 通	非常勤看護師	准看護師	1 級	16号給
		上記を除く職員	2 級	1 号給

エ 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）附則第8項に規定する者に適用される給料表

区 分		職務の級	号 給
くらし 保健福 祉部	非常勤調理員	1 級	32号給
	若駒学園管理補助員	1 級	44号給
商工労 働水産 部	水産研究支援員	1 級	32号給
農政部	技術補助員	1 級	98号給
	畜産改良業務補助員	1 級	51号給
	農業用機械オペレーター	1 級	44号給
出納局	庁務補助員	1 級	32号給
	電話交換員	1 級	32号給
各部共 通	補助作業員	1 級	16号給

2 条例第8条第5項に規定する任命権者が人事委員会と協議して定める額

区 分		報 酬 額	
総務部	学生相談員	1 時間につき 3,400円	
	職員カウンセラー	日額 10,120円	
	非常勤講師	学外講師（第一部）	1 時間につき 5,670円
		学外講師（第二部）	1 時間につき 6,070円
		学内講師（第二部）	1 時間につき 4,650円
		実習補助員	1 時間につき 2,770円
臨床心理相談員	日額 10,120円		
観光・ 文化ス ポーツ 部	国際交流員	月額 380,000円以内	
くらし 保健福 祉部	医療給付専門指導員	日額 11,220円	
	狂犬病予防員	日額 12,320円	
	児童生活指導員	中央児童相談所に勤務し、時間額支給の報酬を受ける職員	1 時間につき 1,260円
		大島児童相談所に勤務し、時間額支給の報酬を受ける職員	1 時間につき 1,350円
		上記を除く職員	月額 173,660円
	食肉検査員	日額 15,020円	
	ハブ対策専門員	日額 10,420円	
非常勤医師	小児科医（1週間当たりの勤	1 時間につき 6,000円	

		務時間が18時間以内の者に限る。)	
		上記を除く職員	1時間につき9,500円
	非常勤歯科医師		日額 13,570円
	非常勤獣医師		日額 12,320円
	非常勤宿直員	昼間勤務	日額 5,000円
		夜間勤務	日額 8,890円
商工労働水産部	職業訓練講師		日額 14,520円
	知的財産活用推進員		日額 10,920円
	労働問題相談員		日額 11,820円
農政部	家畜防疫指導員		日額 14,420円
	食品加工事業者連携推進員		日額 10,920円
土木部	非常勤警備員	昼間勤務	日額 5,020円
		夜間勤務	日額 8,240円
危機管理防災局	災害応急業務嘱託員	昼間勤務	日額 9,900円
		夜間勤務	日額 15,130円